

3. 竜巻被害発生時の災害救助法の適用について

具体的な検討課題

- 本年9月の埼玉・千葉竜巻災害では、一部の県で災害救助法の適用を行っていないが、これについてどう考えるか。被災者の立場にたって「公平」で「的確」な救助が行われるよう、例えば、以下のような新たな対応策を講じることが考えられるが、どうか。
 - ア 各都道府県に対し、具体的な適用に関しこれまで指摘された課題事例、これまでの竜巻被害に係る災害救助法に基づく救助措置の実施例等をまとめ、周知する
 - ※ 竜巻被害に関しては、これまで、茨城県、埼玉県等において、災害救助法施行令第1条第1項「第4号」の規定に基づく災害救助法の適用が行われている。
 - イ 一定の被害が見込まれる竜巻が発生し、一部の被災地域に災害救助法を適用することとなった場合、災害救助法を所管する内閣府幹部が、(同一竜巻被害を受けた)別の都道府県の幹部(担当部長又は担当課長)にホットラインで助言等をする仕組みの創設 等

災害救助法の概要

目 的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

適用基準 （抜粋）

- ・災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合（例人口5,000 人未満住家全壊30 世帯以上）に行う
- ・多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき

救助の種類

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の搜索及び処理 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

救助の程度 方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って都道府県知事が定めるところによる。

経費の支弁 及び 国庫負担

- (1) 都道府県知事の支弁：救助に要する費用は、都道府県知事が支弁
- (2) 国庫負担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担
- | | |
|--------------------------------|--------|
| ア普通税収入見込額の2/100 以下の部分 | 50/100 |
| イ普通税収入見込額の2/100 をこえ4/100 以下の部分 | 80/100 |
| ウ普通税収入見込額の4/100 をこえる部分 | 90/100 |

平成24年5月に発生した突風等による被害状況と災害救助法の適用

1. 人的・住家被害の状況(平成24年8月6日時点)

市町村名		人口（人）	全壊 世帯数	大規模半壊 世帯数	半壊 世帯数	備考
茨城県	つくば市	214,541	77世帯	29世帯	135世帯	一部損壊245世帯
	常総市	65,087				一部損壊12世帯
	常陸大宮市	44,768			1世帯	一部損壊3世帯
	筑西市	108,035				一部損壊113世帯
	桜川市	45,339			1世帯	一部損壊16世帯
合計			77世帯	29世帯	137世帯	

災支

災
災
災

市町村名		人口（人）	全壊 世帯数	大規模半壊 世帯数	半壊 世帯数	備考
栃木県	真岡市	81,511	5世帯	1世帯	8世帯	一部損壊106世帯
	益子町	24,121	7世帯	2世帯	24世帯	一部損壊186世帯
	茂木町	14,461		6世帯	1世帯	一部損壊124世帯
	市貝町	11,969				1棟（非住家）の被害報告有
合計			12世帯	9世帯	33世帯	

災
災
災

【主な人的被害】

<死者>

- ・茨城県：つくば市において倒壊家屋の下敷きにより14歳男性（中学3年生）が死亡
- ・埼玉県：桶川市において11歳女兒が落雷により死亡
- ・富山県：魚津市において64歳男性が落雷により死亡

<重傷者>

- ・栃木県：益子町のゴルフ場において、カートが飛んできたことにより40歳代女性が負傷

平成24年5月に発生した突風等による被害状況と災害救助法の適用

2. 災害救助法の適用と特例措置

・茨城県は、つくば市、常陸大宮市、筑西市及び桜川市に災害救助法を適用(適用決定日:5月7日、適用日:5月6日)

・栃木県は、真岡市、芳賀郡茂木町及び益子町に災害救助法を適用(適用決定日:5月8日、適用日:5月6日)

【災害救助法による特例措置】

○災害救助法の適用を受け、栃木県内及び茨城県内の関係金融機関等に対し、日本銀行と財務省関東財務局の連名で「平成24年5月に発生した突風等にかかる災害に対する金融上の措置について」を発出し、災害関係の融資に関する措置を含む、金融上の措置を要請(5月7日)

○災害救助法の適用を受けた栃木県真岡市、芳賀郡茂木町、芳賀郡益子町及び茨城県つくば市、常陸大宮市、筑西市、桜川市内を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の催促及び督促状の送付を停止する措置を実施(5月8日)

○災害救助法の適用を受けた栃木県真岡市、芳賀郡茂木町、芳賀郡益子町及び茨城県つくば市、常陸大宮市、筑西市、桜川市に対し、6月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することを決定(5月15日)。繰上げ交付額は2,292百万円。(5月16日に交付)

○災害救助法の適用を踏まえ、茨城県及び栃木県に係る被災中小企業者対策として、日本政策金融公庫等における特別相談窓口の設置、災害貸付の適用等の措置を実施。(5月8日適用)

○災害救助法の適用を踏まえ、茨城県及び栃木県において被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即日貸付の適用の措置を講じた(5月8日)

平成25年9月2日及び4日の竜巻等による被害状況災害救助法の適用

1. 人的・住家被害の状況(平成25年11月7日時点)

市町村名		人口(人)	全壊 世帯数	大規模半壊 世帯数	半壊 世帯数	備考(一部損壊)・非住家
北海道	苫小牧市	173,406				一部損壊1
栃木県	宇都宮市	511,296				一部損壊2
	鹿沼市	102,357				一部損壊21
	塩谷町	12,561				一部損壊6
	矢板市	35,358				一部損壊61
埼玉県	さいたま市	1,222,910				非住家1
	越谷市	326,423	30	60	140	調査中
	松伏町	31,160	1	3	5	
千葉県	野田市	155,446	1	1	4	
三重県	伊勢市	130,228			1	一部損壊28
高知県	宿毛市	22,610				一部損壊1
合計			32	64	150	

災支

災

※各都県への照会結果

平成25年9月2日及び4日の竜巻等による被害状況等について

2. 災害救助法の適用と特例措置

・埼玉県は、いずれも、多数の者が生命等に危害を受けるおそれが生じており、避難して継続的な救助が必要なことから、越谷市と北葛飾郡松伏町に災害救助法を適用（適用決定日：9月2日、適用日：9月2日）

【災害救助法による特例措置】

- 災害救助法の適用を受け、埼玉県内の関係金融機関等に対し、日本銀行と財務省関東財務局の連名で「9月2日に発注した突風等かかる災害に対する金融上の措置について」を発出し、預金の払戻時の柔軟な取扱い等、被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずるよう要請（9月2日）
- 災害救助法の適用を受けた地域を告知先とする無線局免許人に対し、電波利用料債権の督促状及び督促状の送付を停止する措置を実施（9月3日埼玉県越谷市、同北葛飾郡松伏町）
- 災害救助法の適用を踏まえ、埼玉県に係る被災中小企業者への対応として、窓口における親身な対応、資金の円滑な融通等を要請する通知文書を財務省、中小企業庁等の連名で日本政策金融公庫等に対し発出。（9月3日）
- 災害救助法の適用を踏まえ、埼玉県において被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置、災害復旧貸付の適用、既往債務の返済条件緩和等、小規模企業共済災害時即日貸付の適用の措置を講じた。（9月3日）
- 災害救助法の適用を踏まえ、埼玉県における関係金融機関に対し、通帳等を紛失した預貯金者等に対する応急措置の要請通知を発出。（9月3日）